

さまざまな気象状況や地震発生時の対応について

1. 学校長は、以下の場合に『臨時休校』あるいは『授業開始時刻の変更』の判断をすることがある。

- (1) 登校前や登校中に大阪市内および生徒居住地域、通学経路に下記(3)・(4)・(5)の事象が発生した時。
- (2) 下記(3)・(4)・(5)・(6)に伴い、別に定める公共交通機関の運行に支障が発生した場合。
- (3) 特別警報もしくは暴風警報が発令された場合。
- (4) 震度5弱以上の地震または震度4以下でも被害が予想される地震が発生した場合。
- (5) 警報発令が予想される場合や計画運休が発表された場合。

なお、あらかじめ計画運休が発表された場合は、事前に学校ホームページや連絡アプリによって通知する。

- (6) 大阪市内・生徒居住地域に大規模停電が発生した場合。

なお、上記の判断の結果は、午前7時までに(地震の場合は発生後)学校ホームページや連絡アプリによって通知する。

※電話での問い合わせは電話回線が大変混乱し、緊急の対応ができなくなる可能性があるのご遠慮ください。

2. 学校長は、以下の場合に学校内にいる生徒を『下校させる』判断をすることがある。

- (1) 学校内にいる時に下記(2)・(3)・(4)の事象が発生した時。
- (2) 下記(3)・(4)に伴い、別に定める公共交通機関の運行に支障が発生した場合。
- (3) 大阪市内に特別警報もしくは暴風警報が発令された場合。
- (4) 大阪市内に震度5弱以上の地震または震度4以下でも被害が予想される地震が発生した場合。

なお、上記の判断の結果は、学校ホームページや連絡アプリによって通知する。

3. 警報発令時および地震発生時の対応についての詳細は以下のa~hの通りである。

特別警報および暴風警報発令時等の対応について(細則)

※特別警報とは大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に発令される警報のこと。

a. 登校を見合わせる場合

- (1) 大阪市内・生徒居住地域または通学経路の地域に特別警報もしくは暴風警報が発令されている場合。
- (2) 生徒居住地域に警報が発令されていなくても、学校到着時に大阪市内または通学経路の地域に警報が発令されていることが予想される場合。

b. 臨時休校とする場合

- (1) 午前7時の段階で大阪市内に特別警報もしくは暴風警報が発令されている場合。
- (2) 警報が解除されても、表の各鉄道会社の一部路線の複数が午前7時以降も運転再開が見込めない(運転見合わせや運休、事前の計画運休の発表)場合。
- (3) 大阪市内・生徒居住地域に大規模停電が発生し、表の各鉄道会社の一部路線の複数が午前7時以降も運転再開が見込めない(運転見合わせや運休、事前の計画運休の発表)場合。

c. 公共交通機関の運転見合わせが解除され、授業を実施する場合

- (1) 午前7時までに表の各鉄道会社の大部分の運転見合わせが解除され平常運行になり、登校が可能になった場合は普通授業を行うことがある。
- (2) 学校長が授業実施(授業開始時刻を含む)と判断した場合は、午前7時までに学校ホームページや連絡アプリによって通知する。

- (3) 表の各鉄道会社の大部分の運転見合わせが解除され平常運行になり、登校が可能になっても通学に必要な交通機関が運転見合わせをしている場合、代替線を利用するなどの方法でできる限り登校を望む。しかし、それでも登校が困難な場合は公欠扱いとする。また、遅刻した場合は遅刻扱いとはしない。
- (4) 運転見合わせ解除により平常運行になり登校が可能となった時間帯は相当の混雑・混乱が予想されるので、遅れてもよいので十分注意して登校すること。
- (5) 交通機関がストライキを執行した場合も、「c.公共交通機関の運転見合わせが解除され、授業を実施する場合」の(1)~(4)の内容に準ずる。

運行状況を確認する各鉄道会社の一部路線

【JR 西日本】…大阪環状線・阪和線・大和路線・学研都市線

【近 鉄】…大阪線・南大阪線・奈良線・難波線

【南 海】…本線・高野線

【京 阪】…本線

【大阪メトロ】…御堂筋線・谷町線・千日前線・堺筋線・四つ橋線・南港ポートタウン線・長堀鶴見緑地線・中央線

【大阪シティバス】 【泉北高速鉄道】

d.欠席とならず、事後報告により公欠扱いとする場合

※以下の場合、登校できるようになってから、どのような状況で登校できなかったかの理由を担任に報告すること。

- (1) 警報発令の有無に関わらず、自宅に大きな被害が生じたり、居住地域や通学経路で登校できない事情が発生したりした場合。
- (2) 居住地域に「避難指示・避難勧告・避難準備」等が発令されて登校できなかった場合。
- (3) 警報が解除された場合でも、気象状況等あるいは交通事情により登校できなかった場合。また、気象状況等により、保護者が登校させることが危険と判断した場合。
- (4) 通学で利用している駅および路線が利用不可能な状況に陥り、なおかつ代替輸送も無く登校できなかった場合。
- (5) 同様に遅刻の場合（交通機関の延着証明が出ない場合を含む）も遅刻扱いとはしない。
- (6) 明らかに鉄道等の運転見合わせの影響による欠席や遅刻についての出欠統計の取り扱いは別途考慮する。
- (7) この事象が定期考査期間中に生じた場合は、生徒の不利にならないように対応する。

e.授業時間中または放課後に大阪市に警報が発令された場合

- (1) その後の気象状況が悪化すると予想される場合は、学校長の判断により下校指導を行う。この時、生徒は居残り禁止なので、速やかに下校すること。
- (2) 下校指導を行う場合は、生徒の安全確保の観点から学校周辺の天候状況等を考慮して判断するので、即時下校とならないことがある。
- (3) 警報発令後、天候の回復が予想される場合は下校の判断をしないことがある。
- (4) 判断内容は、学校ホームページや連絡アプリによって通知する。

f.考査期間中に警報が発令された場合

- (1) 考査期間中、警報発令等により臨時休校となった日の考査は、実施日を改めて通知する。警報の影響がない日の考査は考査日程通り実施する。

- (2) 考査期間中、1限終了後に下校指導を行った場合、2限以降の考査については実施日を改めて通知する。
- (3) 判断内容は、学校ホームページや連絡アプリによって通知する。

g.特別な行事の日に警報が発令されると予想される場合

※特別な行事とは学校内外における通常授業以外の行事を指す。

- (1) 事前に学校側から指示する。
- (2) 国内外における行事先(宿泊をとまなう場合もある)での警報発令時には、安全を確認した上で適宜判断し対応する。
- (3) 指示内容、判断内容は、学校ホームページや連絡アプリによって通知する。

h.その他

- (1) 警報発令等が予想される場合や計画運休が発表された場合は、事前に学校ホームページや連絡アプリによって通知する。

地震発生時の対応について(細則)

【大阪市内や居住地域(大阪市内外)に震度5弱以上の地震が発生した場合、または「大規模地震特別措置法」に基づく警戒宣言が出された場合は次の通り対応すること。】

a.在宅中の場合

- (1) 大阪市内に震度5弱以上の地震が発生した場合、原則として臨時休校とする。
- (2) 居住地域(大阪市内外)に震度5弱以上の地震が発生した場合、登校を見合わせる。
- (3) 震度4以下でも通学に必要な公共交通機関が運転見合わせや運休している場合、自宅に大きな被害が生じた場合、また居住地域に「避難指示・避難勧告・避難準備」等が発令されている場合は、登校を見合わせる。
- (4) 学校長は、地震状況や鉄道等運行状況などを確認し、臨時休校あるいは授業実施(授業開始時刻の変更を含む)の判断をする場合がある。その場合は、地震発生後に学校ホームページや連絡アプリによって対応を通知する。
- (5) 夜～明け方の地震発生の場合は、午前7時までに学校ホームページや連絡アプリによって対応を通知する。
- (6) 「大規模地震特別措置法」に基づく警戒宣言が解除されるまでの間、臨時休校とする。

b.登校中の場合

- (1) 公共交通機関が平常運転の場合は、駅員・乗務員の指示に従い速やかに帰宅すること。運転見合わせの場合は代替線を利用したり、復旧してから帰宅したりすること。
- (2) 震度4以下でも通学に必要な公共交通機関が運転見合わせや運休している場合は、登校を見合わせる。
- (3) 徒歩・自転車での通学生とは、安全を確認し帰宅すること。
- (4) 帰宅するより登校したほうが安全であると考えられる場合は、登校し学校の指示を受けること。
- (5) 学校長は、地震状況や鉄道等運行状況などを確認し、臨時休校あるいは授業実施(授業開始時刻の変更を含む)の判断をする場合がある。その場合は、地震発生後に学校ホームページや連絡アプリによって対応を通知する。

c.学校にいる場合

- (1) 授業、クラブ活動を中止し、放送の指示により避難する。
- (2) 保護者の希望により学校に留め置き、または帰宅とする。ただし、帰宅させる場合は安全が確認された時のみとする。

(3) 地震発生後に学校ホームページや連絡アプリによって対応を通知する。

d. 学校外における行事先の場合

- (1) 国内外における行事先(宿泊をとまなう場合もある)で発生した地震には、安全を確認した上で適宜判断し対応する。
- (2) 判断内容は、学校ホームページや連絡アプリによって通知する。

全国瞬時警報システム(Jアラート)の対応について

【大阪府教育庁のガイドラインによる】

a. 速やかな避難行動と情報収集

- (1) 屋外にいる場合→できる限り頑丈な建物や地下(地下街や地下駅舎)などの地下施設に避難する。
- (2) 建物が無い場合→物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- (3) 屋内にいる場合→窓から離れるか、窓の無い部屋に移動する。

b. 登下校の注意事項

- (1) ミサイルが上空通過、大阪府域外に落下した場合

Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

- (2) ミサイルが大阪府域内に落下した場合

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

- (3) ミサイルの落下物を発見した場合

決して近寄らず、警察・消防に通報する。